

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20260804	有限会社光浪運送(法人番号3280002002823) 代表者光浪大悟	島根県松江市東出雲町錦浜583-6	東出雲営業所	島根県松江市東出雲町錦浜583-6	輸送施設の使用停止(211日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号、同法第15条第1項第2号及び同法第15条第4項	令和8年1月27日、同年2月18日、同年2月25日及び同年3月17日に、死亡事故を惹起したことを端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)事業用自動車の安全性確保義務違反(不正改造のもの)(安全規則第3条の3)、(3)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第3条の3)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)業務の記録の不実記載(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録の不実記録(安全規則第9条)、(9)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	22	22
20260817	株式会社ウォッシュ(法人番号1260001009889) 代表者大田慎治	岡山県岡山市中区長利239番地1	本社営業所	岡山県倉敷市生坂753	輸送施設の使用停止(97日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、同法第17条第1項第1号、同法第17条第1項第2号及び同法第17条第4項	令和7年2月12日及び同年2月26日に、情報提供を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第3条の3)、(5)定期点検整備記録簿の保存義務違反(安全規則第3条の3)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(安全規則第23条第1項)	10	10

20260818	有限会社コバケン(法人番号 3270002002642)代表者 小林新ノ介	鳥取県鳥取市浜坂4丁目 1-20	本社営業所	鳥取県鳥取市元町352-5 アルファステイツ602	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 第9条第1項、同法第9 条第3項後段、同法第 17条第1項第2号及び同 法第17条第4項	令和7年4月17日及び同年5月30日に、車輪脱 落事故を惹起したことを端緒として監査を实 施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の 変更認可違反(休憩睡眠施設)(貨物自動車運 送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(2)事 業計画の変更届出違反(営業所の位置)(貨物 自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3 号)、(3)ホイールナットの脱落に起因する車輪 脱落事故惹起(貨物自動車運送事業輸送安全 規則(以下「安全規則」)第3条の3)、(4)自動車 検査証の備付義務違反(安全規則第3条の3)、 (5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項 及び第2項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安 全規則第7条第5項)、(7)業務の記録事項義務 違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による 記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運行指示 書の記載事項等義務違反(安全規則第9条の3 第1項、第2項及び第3項)、(10)運行指示書の保 存義務違反(安全規則第9条の3第4項)	6	6
20260821	株式会社タイナカ運送 (法人番号 8250001012490)代表者 吉野真弘	山口県柳井市南浜四丁目 2-1	岡山営業所	岡山県倉敷市東塚7丁目 352-2	事業の停止(3日間)、輸 送施設の使用停止(287 日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同法 第17条第4項	令和6年12月20日及び令和7年2月13日に、酒 気帯び運転を惹起したことを端緒として監査を 実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間 等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4 項)、(2)酒気帯び運行の業務(安全規則第3条 第5項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7 条第1項、第2項及び第3項)、(4)飲酒運転防止 に係る点呼実施義務違反(安全規則第7条第1 項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録義務違 反(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の作 成義務違反(安全規則第9条の3第1項、第2項 及び第3項)、(7)運転者等台帳の記載事項義務 違反(安全規則第9条の5第1項)	31	31
20260831	株式会社ゼンワックス (法人番号 1260001003776)代表者 高畑哲也	岡山県岡山市北区表町3- 5-15	岡山東営業所	岡山県岡山市東区目黒町 141-1	輸送施設の使用停止 (110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 第9条第1項、同法第17 条第1項第1号及び同法 第17条第4項	令和6年10月11日及び同年11月18日に、情報 提供を端緒として監査を実施。8件の違反が認 められた。(1)事業計画の変更認可違反(車 庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第 1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等 のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6 項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条 第1項及び第2項)、(5)点呼の記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)、(6)運転者等台帳の記 載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、 (7)特定の運転者に対する特別な指導義務違 反(安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者 に対する適性診断受診義務違反(安全規則第 10条第2項)	11	11